

改正

平成18年3月17日条例第13号

佐賀のへそ・ふれあい交流センター設置条例

(設置)

第1条 町民の文化の向上と健康の増進に寄与するため、佐賀のへそ・ふれあい交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、江北町大字山口1334番地に置く。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であつて町長等が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(業務の範囲)

第4条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) センターの管理運営に関して町長等が必要と認める業務

(利用料金)

第5条 町長等は、相当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、センターを利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例（平成15年条例第17号）第2条に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長等の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、町長等が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 江北町多目的広場の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月17日条例第13号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。